

カナダの戦時措置法とその問題：

第二次世界大戦～ディーフェンベーカー政権期の議論を中心に

田 中 俊 弘

はじめに

1977年4月23日、オンタリオ州ハミルトン市のマクマスター大学ユアート・アンガス講堂で、戦時措置法 (War Measures Act) を主題とするシンポジウムが開催された⁽¹⁾。それは、日系カナダ人の移住 100 周年——「最初の日本人移民」永野万蔵のカナダ上陸から数えて 1 世紀の節目——を記念する祝祭行事の一環であった。シンポジウムを主催したのは、ハミルトン支部のアート・シミズである。そして、パネリストには、ケン・アダチやゴードン・ヒラバヤシらが名を連ねた⁽²⁾。

1914年に成立した戦時措置法は、それ以後、歴史のいくつかの局面で、カナダのマイノリティを苦しめてきた。日系人にとって特に重要な意味を持ったのは、それが太平洋戦争中にカナダ市民権を持った彼ら——市民権法施行は 1947 年なので、正確には、カナダ居住資格を持った(domicile) 英国臣民——の強制移住等に適用されたからである。また、平時にも、1970年のケベック州では、ケベック解放戦線 (Front de libération du Québec, FLQ) のテロ行為 (10 月危機、FLQ 危機) に対抗する手段として同法が使用された。戦時措置法は、民主主義や人権の根幹を揺るがす法律であった。

シミズは、「罪なきカナダ市民に対するあきらかな過ちが、その犠牲者からさえも、40年間も検討されなかったこと自体が、皮肉な不法行為」だと考えて、このシンポジウムを企画・立案し、進行役を務めた⁽³⁾。

おそらく予想できたことだが、それは単なる祝祭行事とはならなかった。たとえば、パネルディスカッションでは、先住民のドン・ホワイトサイド (Don Whiteside) から、10月危機の時には、日系人が戦時措置法に反対する声をあげなかったとの辛辣な指摘が聞かれた。彼は、日系人の苦しみも、フランス系の苦しみも、そして先住民の苦しみも、他のグループからすれば結局は他人事であり、協力関係がないのだと批判した⁽⁴⁾。『捕虜収容所の子供 (A Child in Prison Camp)』(トロント、1971年刊行)の著者であるシズエ・タカシマも、ホワイトサイドに同調して、行動を起こさない日系人を強く批判し、自分たち日系人グループが先住民の置かれた状況に全く関心を向けないのは、「スイミング・プールと2台の車を手に入れて満足しているからではないのか」と会場の参加者を煽った⁽⁵⁾。熱を帯びた討論と質疑が展開した後、最終的に、このシンポジウムは、戦時措置法の廃止に向けて共闘する合意とともに閉幕した⁽⁶⁾。

カナダ現代史の負の側面を象徴する戦時措置法について、筆者の関心は、同法が改正されていくプロセスに向いている。最終的には、1988年に、緊急事態法 (Emergencies Act) が制定されて、戦時措置法に代わった。新法は、人権保障に配慮し、旧法の弊害をようやく脱却したのである⁽⁷⁾。しかし、改正への試みが、それまでの74年間に皆無だったわけではない。同法による人権蹂躪を防ごうとする議論や取り組みは、その間もなされたのである。

1950年代に連邦政府で政権についた進歩保守党のジョン・ディーフェンベーカー (John G. Diefenbaker、首相在任期間は1957～63年) は、太平洋戦争前後から人権の保障を強く主張した政治家であった。彼の政権下で、カナダ権利章典 (Canadian Bill of Rights, 1960) が制定され—同法には様々な問題があったにせよ—、ディーフェンベーカー時代の重要な成果とみなされるし、市民の自由や人権という文脈での大きな前進だと考えられている。しかし、戦時措置法の持つ様々な問題が、以前からずっと指摘されてきたにもかかわらず、彼の政権でも同法の廃棄には至らなかった。本論は、この法律の歴史を概観し、特に、第二次世界大戦から権利章典を制定したディーフェンベーカー政権期までの同法に関する議論を検証する。

戦時措置法については、ラムゼイ・クック (G Ramsay Cook) の修士論文をはじめ、パトリシア・ロイ (Patricia E. Roy) らのアジア系カナダ人研究などでも一定の関心が向けられているが、権利章典前後の時代については、ほとんど検討の対象とはなっていないし、ディーフェンベーカー研究の文脈でも、同法はあまり扱われてこなかった⁽⁸⁾。また、日本にも富井幸雄の包括的な先行研究(富井は「戦争措置法」との訳語を当てている)があるが、その関心は、太平洋戦争中の日系人、1970年のケベック、そしてとりわけ1988年以降の現代に向いており、1960年代についての言及は限定的である。ディーフェンベーカー時代については、本邦には政治研究者櫻田大造の論考が見られるが、専ら対米関係や外交関係に焦点が当てられている⁽⁹⁾。本稿では、これらの先行研究も参照しながら、戦時措置法の運用と同法に関する議論をたどる。

1. 戦時措置法の成立

カナダは、イギリスのコモンローを継承する国家であり、富井によれば、憲法典に緊急法を認めた規定が存在しないのは、それを否定しているのではなく、不文の法理として認めてきたと考えるべきである⁽¹⁰⁾。戦時措置法は、直接憲法に現れない条件下で誕生した法律であった。

第一次世界大戦開戦期の議員たちにとっては、それが戦争の遂行に直接関わる法律との認識が強かったのであろう。正式名称を「総督に一定の権限を付与すると共に移民法を修正する法律 (An Act to confer certain powers upon the Governor in Council and to amend the Immigration Act)」と称する戦時措置法は、あまり詳細な審議を経ずに「挙国一致」的な姿勢で、瞬間に成立した。イギリスやカナダが第一次世界大戦に参戦したのは、1914年8月4日だったが⁽¹¹⁾、カナダの国会は、同日18日に召集され、それから22日までのわずか5日間で、戦争に関する基本事項を全て決済した。戦時措置法は、その最も重要な決定であった。

この法律については、ロバート・ボーデン (Sir Robert Laird Borden) 首相が、ハリファックスの法律家オコーナー (W.F. O'Connor) に草案作成を依頼した。しかし、国会開会の前日に首相たちに提示された草案は、内閣に全権を認める内容になっていないと批判され修正された⁽¹²⁾。戦争に際して、彼らは「権力の集中」を第一義的に必要としたのである。

同年8月19日に、「現状を鑑みて、最も必要性が高い諸々の措置に明確な

法的権威を与えるには、平時の一般的な福利を目的として作られた法律ではまったく不十分である」との理由で、チャールズ・ドハーティ(Charles Joseph Doherty)法相が発議した同法案は、人身保護令状(habeas corpus)の停止措置が、「英国臣民が最も愛する自由(の概念)とぶつかる」点を喚起したウィリアム・パグスレイ(William Pugsley)議員の批判的発言を受けつつも、翌20日には、そのまま第二読会にかけられた。同時に、ボーデン首相や野党自由党首ウィルフリッド・ローリエ(Sir Wilfrid Laurier)らをメンバーとして特別委員会の結成が発表された⁽¹³⁾。そして、この特別委員会は、法案をすぐさま了承したので、翌21日の午後には、法相は再び法案審議を求め、誰からの反対もないままに第三読会へと進み、同法案はその日のうちに承認された⁽¹⁴⁾。

さらに翌22日には、同法は国王の裁可(Royal Assent)を得た。そして8月1日に遡及して、既に成立していた関連法を同法の下に位置づけ⁽¹⁵⁾、戦争遂行に際して、総督に強大な力を与えるに至った。それは要するに、総督—すなわち首相と内閣—が、戦争遂行に関わる行動を議会での審議を経ずに速やかにとれるようにする法律であり、また、正式名称で移民法に言及されているように、国益に反する可能性を持つ移民に対して、強硬な措置をとる意図が含まれていた。

総督の権限拡大については、その範囲が具体的に明記された第6条が特に重要である。(a) 出版を初めとするコミュニケーション手段の検閲・統制・禁止、(b) 逮捕・拘禁・国外退去など、(c) 港湾や船舶の統制、(d) 陸海空における輸送や交通、(e) 輸出入や製造、そして(f) 財産とその使用に関する管理や没収などについて⁽¹⁶⁾、戦争状態が続く限りにおいては、総督への一任扱いとされたのである。

移民法の改正については、第12条で、敵国に加担する者や加担する恐れがある者に対して、その国籍を問わず再入国を禁じた。

戦時措置法は、1927年に改正されたが、その際の重要な変更点は、総督に緊急事態かどうかの判断が委ねられた点にあった⁽¹⁷⁾。1970年10月危機で同法が適用されたのは、この変更に基づいていた。

カナダの戦時及び緊急時の法制度として、以後も長く存続する戦時措置法は、その成立段階から、いくつかの問題点を内包した。1つは、総督への権限集中によって、カナダの「議会主権」が無視され、また、本来は州に認め

られていた権限までもが連邦政府に委譲された点である。もう1つは、それが人権保障を伴わずに、カナダ国民の自由を蹂躪する形で適用された点である。次節では、具体的に戦時措置法によって何が起きたのかを提示していく。

2. 戦時措置法の適用

様々な問題を指摘されつつ、1914年の成立から、長い間その命脈を保った戦時措置法は、しかし、実際に適用されたのは、2つの世界大戦と1970年10月危機の折のみであった⁽¹⁸⁾。

2-1. 第一次世界大戦

第一次世界大戦中の被害者は、敵国となったオーストリア＝ハンガリー帝国からの移民——ドイツ系、スラヴ系、クロアチア系、ハンガリー系、ウクライナ系——であった。とはいえ、彼らに対する措置が必ずしも全て不当だったわけではない。1914年8月15日の国王詔書(Proclamation)には、「ドイツやオーストリア＝ハンガリー出身の数多くの人々が、カナダ各地で普段通りの生活を静かに送り続けているし、彼らはそのままの生活を妨げられずに続けられるのが望ましいので」、枢密院の助言に基づき、彼らがそのような生活をすれば、法の庇護を受けられるし、スパイ活動や国家への敵対行為をする恐れがなければ、逮捕や拘留などは行わない旨が明記された⁽¹⁹⁾。敵国を助けるためにカナダを出国しようとするドイツ系、オーストリア＝ハンガリー系や、カナダ国内で敵対行為を取ろうとする者は、逮捕・拘留することも明記されたが、それはむしろ戦時体制として当然であった。

そのなかにあって、ウクライナ系は、約8万人が「敵性外国人(enemy aliens)」とみなされ、およそ6,000人が強制収容された⁽²⁰⁾。1892年の最初の移民から1914年までの間に、ウクライナ系移民は大きな流れとなり、およそ17万人がカナダ西部を中心に定住し、そのうち約半数がカナダの在住権(英国臣民)を得ていたが⁽²¹⁾、そのカナダ人たる彼らのほとんどが、第一次世界大戦から戦間期にかけて弾圧と監視の対象になった。短期間に大量に西部に入ってきたこと、宗教(ウクライナ正教)を含むその文化的な違い、そして共産主義に強い影響を受けた彼らの積極行動主義(activism)ゆえに、以前から差別対象であったところに、戦争が、そのような差別を「正当化」する理由をもたらしたのだ。

1914年9月2日以降に成立した総督令(Orders-in-Council)では、市民の自由に対する規制が強化された。9月24日には、許可なく鉄道や橋などに近づくことを禁じる命令(PC2358)が下ったし、10月28日には、敵性外国人を管理監督する登録施設が設立されると同時に、命令に従わない敵性外国人を捕虜収容所に収監する規定(PC2721)が定められた⁽²²⁾。

この後者の総督令が政策の潮目であった。PC2721は、ドハーティ法相が閣僚らに提示した、敵性外国人の登録と抑留に関する包括提案に基づいていたが、そこには、敵国出身の移民から市民権を剥奪して登録を行い、定期的に登録所に姿を見せなかったり質問に正直に答えなかった場合には拘留する旨や、何らかの政府命令に従わなかった場合も同様とする内容が盛り込まれた⁽²³⁾。また、1918年3月のケベック・シティで徴兵に反対する市民の動きが暴動と化すと、同法に基づいて鎮圧のための軍隊が派兵されたし、その4月4日には、不当に拘禁された人を救済する人身保護令状を一時停止にする総督令が出されるなど、敵性外国人に限らず、国内の「批判分子」を抑制して戦争を遂行する目的で、同法の名の下に様々な法律が施行された⁽²⁴⁾。

平時には適用されない同法は、1918年11月に一旦失効したが、それは同法の破棄を意味しなかった。カナダの法律書には残り続け、その後も「必要時」に利用された。市民が裁判を受ける権利さえ一時停止させ、戦争に非協力的な人々の統制にも用いられた戦時措置法の手法は、その後も、敵性外国人対応の基本となった。同法を法制化する際に参考にしたイギリスの王国防衛法(Defence of Realm Act, 1914)が第一次世界大戦中のみを対象とした時限立法だったのとは対照的に、カナダでは、その後も枢要な緊急事態法であり続けたのである⁽²⁵⁾。

2-2. 第二次世界大戦

第二次世界大戦では、日系カナダ人が戦時措置法の最大の被害者であった。人々から言論や行動の自由を奪ったこの法律は、特に日系カナダ人にとっては、自分たちをカナダ西海岸から強制的に内陸へ移住させ、その財産を勝手に売り払わせ、戦後に至ってもなお同胞を国外追放にした悪法であった⁽²⁶⁾。

1921年以来—1930年から35年の在野期間を挟んで—長期政権に就いたマッケンジー・キング(William Lyon Mackenzie King)は、常々、カナダの参戦は議会の判断によると説明してきたが、実質的には、1939年9月10日の

カナダの正式参戦どころか、同月3日の英国による宣戦布告の以前から、政府は戦争に向けて本格的に動き出していた。9月1日の総督令では、8月25日以来、すでに戦争状態にあるとして戦時措置法の発動が宣言され⁽²⁷⁾、軍隊への動員や、船舶の統制が進められた。政権にとって、戦時措置法は、カナダの防衛と経済利害の保護に必要な、第一次世界大戦の「遺産(legacy)」であった⁽²⁸⁾。

そして9月3日には同法の下で、議会の検討や承認を経ずに、「現状の非常事態が必要とするさらなる行動を政府が取れるようにする」ために、6部64項からなるカナダ防衛規則(Defence of Canada Regulations, DOCR)が定められた⁽²⁹⁾。戦時措置法は、確かに内閣に戦争遂行に必要な強力な権限をもたらすが、国内の治安を維持する上で、具体的な細則が作られるべきだと考えられた結果であり、カナダ防衛規則には、諜報活動や敵に利する行動への統制、検閲、拘束などの規則や、特定区域からの退去を含む公共の安全に関わる規則、情報開示や刑罰、法的手続きに関わる規則まで、銃後の国民全般についての規定が定められた⁽³⁰⁾。

とりわけ、報道の自由を制限した第15項が、一連の規則のなかでも特に深刻な意味を持ったと、クックは主張している⁽³¹⁾。同項の下で設置された検閲局(Board of Censors)が、国内の表現の自由を規制したからである。また、共産主義組織やエホバの証人などの団体活動を規制する第39項も、表現や思想の自由を抑え込む役割を果たした。同様に、制限命令と拘留命令について定めた第21項や、逮捕・拘禁・強制収容を扱った第24項も、疑わしい人物を拘束・強制収容する権限を内閣(法務大臣)に付与し、人身保護令状や公判を停止したために、日系人にとっては最も影響を受ける条項となった。

しかし本来、カナダにとっての第二次世界大戦は、自由を守る戦いのはずであった。1939年9月8日、宣戦布告2日前の国会で、キング首相は次のように述べていた。

ちょうど1914年のように、戦争によって、私たちが—その当時は終わりが見えなかった—恐怖に晒される時がきたとしても、この国を最も強く団結させて、私たちの自由を守り保持するために、そして人類の自由を守り保持するために、すぐに我が友(ロバート・マニオン [Robert James Manion]、野党第一党保守党の党首)と私が並んで最大の努力をするよう

になるのを、一瞬たりとも疑ったことはない(傍点筆者)⁽³²⁾。

それが現実には、戦争のために、国民の自由があきらかに侵害された。カナダ防衛規則の第1項には、状況が許す限りにおいて、市民の日常生活や財産権を尊重する旨が記されていたが、「敵性」があるとみなされた人々については、実際の彼らの「敵意」の有無にかかわらず、その限りではなかった。同規則の対象は、1940年6月に、敵国から移民してきた市民にも拡大された⁽³³⁾。

カナダ防衛規則は、様々な問題を内包したが、歴史家ドレイジガー (N.F. Dreisiger) は、その改正の頻度を問題視して、「時には週代わりで規則の条項が頻繁に改正されたために、それらがどのように解釈されるべきかを正確に理解する人はほとんどいなくなってしまい、結果として、施行の際に、これらの諸規則は部局によって異なる形で適用された」と説明している⁽³⁴⁾。

このように強大な権限の集中や一貫性の欠如など、さまざまな問題を抱えた防衛規制が、太平洋戦争中の日系カナダ人の処遇に用いられた。日系人に関する豊富な先行研究で批判的に説明されてきたとおり、当時2万2千人以上いたBC州の日系人を、太平洋沿岸100マイルの「防衛地域」から強制的に移住させ、彼らの市民権を剥奪し、その財産や不動産を、一旦敵国人財産管理人の下に置いた後、元の所有者の許可なく処分した⁽³⁵⁾。命令に従わない日系人は捕虜収容施設に収監された。また、戦後もロッキー山脈以東に移住するか日本に送還されるかの選択が迫られた。彼らが市民権を取り戻したのは、戦時措置法が失効した1949年のことであった。

なお、太平洋戦争中、連邦政府は、州の権限を無効にする(override)のためにも戦時措置法を用いた。たとえば、1943年2月23日には、BC州の反対を押し切って日系人を内陸の森林での労働に従事させる法律を作った⁽³⁶⁾。戦時措置法が権力の集中をもたらす問題は、総督(内閣)と連邦議会の関係だけではなく、連邦政府と州政府との関係でも生じたのである。

2-3. 1970年10月危機 (FLQ 危機)

1960年代以降のカナダは、ケベック・ナショナリズムの運動に揺れていた。1970年10月のケベック解放戦線による事件は、彼らがテロ中心の運動を放棄し、議会民主主義に基づく運動に移行する契機となったが、同時に、それは戦時措置法が最後に使われた事例でもあった。

ここで10月危機の時代背景に簡潔に触れたい。1950年代後半から、ケベック州ジャン・ルサージュ (Jean Lesage) 自由党政権は、「静かな革命 (Quiet Revolution)」と称される近代化・世俗化を押し進めてきた⁽³⁷⁾。この革命が、フランス系が大半を占める同州人口のナショナリズムを高揚させ、その後、連邦内での特別な地位や分離を要求する運動が展開したのである。1963年に誕生したケベック解放戦線は、プロパガンダとテロ活動によってケベックの主権を手に入れようとする左翼組織であった⁽³⁸⁾。同組織は1970年までの7年間で200もの爆弾テロ事件に関与してきた。

ケベック州の政権は、1966年からユニオン・ナショナル (Union National) 党に交代したが、1970年1月に党首になったばかりの若きロベール・ブーラッサ (Robert Bourassa) の下で、自由党は同年4月の選挙に4年ぶりの勝利を収めた。ところがその10月5日、政権にとって深刻な問題が発生した。解放戦線が、駐モントリオール英国商務官ジェイムズ・クロス (James Cross) を誘拐し、犯行声明で同胞の解放などの条件を突き付けたのである⁽³⁹⁾。その5日後には解放戦線の別のセルが、ケベック州の移民労働大臣ピエール・ラポルト (Pierre Laporte) を誘拐し、事態は深刻の度を増した。さらに、モントリオールで、ケベック解放戦線を支持する者たちが大規模なデモ行進を行うようになると、ブーラッサ州首相とモントリオール市長ジャン・ドラポー (Jean Drapeau) は、治安維持のために、連邦軍の派遣を連邦首相ピエール・トルドー (Pierre Eliot Trudeau) に要請した。それは事件勃発から10日目の、10月15日のことであった。翌16日にトルドーは、重装備をした8,000名の連邦軍兵士をモントリオールに派遣し、戦時措置法の適用を宣言した。

首相は、その日夕方のテレビで、国民に次のように説明している。

…(カナダではこのような事件に発展しないという)我々の想定は愚直だったかもしれないが、理解可能であった。それは、カナダに民主主義が栄えているからであり、また、個人の自由がカナダでは大事にされているからである。

こうした状況にもかかわらず—あるいは部分的にはその状況ゆえに—、今、数名の心得違いの人々によって、我々に以下の点が表示されている。すなわち、民主主義が自らを守る準備をしなければ、民主的な社会がどれほど脆弱でありうるのかであり、また、寛容で情け深い人々が恐

喝に対していかに脆いかである。…

民主的な社会が存在し続けるには、我々の自由の根幹を壊そうとする武装した革命運動という癌を根絶できなければならない。そのため、(連邦)政府は、ケベック州政府とモントリオール市から受けた緊急行動の要請も鑑みて、事実関係を分析し、戦時措置法の宣言を決断した。それは今朝 4 時のことであった。政治的目的のために暴力を唱導し実践する全ての人々に迅速に対処するべく、政府に全ての責任を付与するための決断である。

戦時措置法は、政府に全面的な権限を与える。また、カナダ権利章典の効力も一時停止することになる。そのような権限を得るのを政府は全く望んでいないと、私は断言できる。それを求めるのは、緊急な事態に対して、何か特別な力添えなしには情勢をコントロールできないと完全に明らかになった時だけなのだ。…⁽⁴⁰⁾

こうして、モントリオールは戦時措置法の法制下に入った。対するケベック解放戦線は強硬な姿勢で臨み、その宣言の翌 17 日、ラポルトは遺体で発見された。他方、クロスは 12 月 3 日に釈放され、その犯人はキューバに逃れたが、ラポルト誘拐殺人犯人の方は、12 月 27 日に逮捕され、事件はようやく終息した⁽⁴¹⁾。

直接犯行に関わった者たちへの政府の強硬姿勢は、おそらく誰からも批判の対象とはなるまい。実際の論争を生んだのは、戦時措置法の下で、500 名以上の「疑わしき市民」が逮捕令状もなく拘束された点である⁽⁴²⁾。テロとの戦いという困難な局面には一定の理解が示されるべきであろうが、とはいえ、ここで政府は再び、市民の自由を圧迫する道を選んだのである。

戦時措置法は「悪法」との認識が、第二次世界大戦終結までに、ある程度涵養されたにもかかわらず、また、市民の自由擁護を強く主張して権利章典を成立させたディーフェンベーカー政権の時代を経たにもかかわらず、連邦政府は、再び戦時措置法を適用した。もともと、10 月危機に際しては、10 月 19 日に議会の事後承認を得た点が、以前とは大きな違いであった⁽⁴³⁾。その意味では、議会主権の無視という当初の問題の 1 つが、この段階ではクリアされた。しかし、市民の自由を奪う法の本質は何も変わっていなかった。

それでは、第二次世界大戦からディーフェンベーカー政権期にかけて、戦

時措置法や市民の自由をめぐる議論がどのように展開したのであろうか。なぜ、カナダ政府は「悪法」の再適用を避けなかったのか。それが本稿のもう1つの関心事である。

3. 戦時措置法をめぐる議論

3-1. 戦時措置法への批判：戦間期から第二次世界大戦期

戦時措置法が国民の自由を奪う危険性についての批判は、第一次世界大戦終結の時期から頻繁に見られるようになった。終戦と共に同法は休止状態に入ったが、それまでに実践されてきた市民の自由を抑制する方策が、戦間期にも適用されたために、反発の声が高まった。

実際、戦間期以降の「平時」のカナダ法にも、戦時措置法は大きな影響を及ぼした。1919年のウィニペグで大規模なゼネストが発生した後、違法な結社を取り締まるために刑法典(Criminal Code) 98条が新たに置かれたが、それは、戦時措置法に基づく総督令(PC2384)を範としていた⁽⁴⁴⁾。また、ケベック州では1937年に共産主義団体の活動を取り締まる通称「南京錠」法(The Padlock Act)が成立した⁽⁴⁵⁾。共産主義者がプロパガンダに利用している建物を閉鎖する権限を州の法務大臣に与え、同時に、彼らがプロパガンダに用いる印刷物を押収・廃棄できるようにした。それに対して社会主義政党 CCF (Co-operative Commonwealth Federation) や市民団体が、反発の主張を展開したが⁽⁴⁶⁾、政府からすれば、社会的・思想的に国内を混乱させようとする活動の芽を早期に断つ意義があった。戦時措置法は、政府にとっては戦争遂行に際してこの上なく便利な法律であり、それゆえ、破棄されたり大幅修正を加えられることもなく、緊急時毎に復活する有効な法律であり続けた。

この法律が、あまりにも強大な権限を政府に与えているとの認識は、おそらく政府内でもかなり共有されていた。1938年3月14日には、忍び寄る戦争を睨んで、11の省庁やカナダ連邦警察の代表からなる委員会(緊急立法に関する省庁間委員会)が設置されたが、緊急時に必要な権限が、すでに戦時措置法で、すべて政府に与えられているとの見解を同委員会が示したことについて、クックは、「公僕が政府の権限に満足するのは、その権限があまりにも大きすぎる場合だという明確な兆候であるので」、この報告自体が同法の異常さを示していると論じている⁽⁴⁷⁾。

戦間期以降は、左翼団体や人権団体を中心に、戦時措置法を批判する声が

さらに高まった⁽⁴⁸⁾。ただし、批判の論調は、必ずしも一様ではなかったし、特に戦時下では、その批判のトーンは明らかに低下した。たとえば、ドレイジガーによれば、第二次世界大戦中のカナダ防衛規則の特に第21項（制限命令と拘留命令）については、戦争の期間を通して議論が続いており、「1940年の春までは、この諸規制が過度に厳しすぎるとしばしば批判されたが、5月にヒトラーの西側（フランス側）への侵攻が始まると、それらはあまりに寛容すぎると多くの批判を浴びた」⁽⁴⁹⁾。戦局は別の形で世論に影響を及ぼした。1941年6月にドイツがソ連に侵攻すると、カナダ国内の共産主義組織は、戦争遂行に協力する姿勢を示し、それもあって1942年には共産党の活動を認める防衛規則が出された⁽⁵⁰⁾。そんな情勢も手伝って、防衛規則に対する批判を、連邦政府は抑制できたのである。

また、太平洋戦争中の日系人に対する政府の対応についても、多くの市民団体が、市民の自由の侵害だと反対したが、それでも、強制移住に真っ向から反対する団体は限定的であった⁽⁵¹⁾。

1944年5月2日と11日には、カナダ防衛規則に関する特別委員会が開催されたが、その結論は、人権保障の強化ではなく、逆に、カナダ防衛規則を強化し、新しく市民権を得た国民に対する義務と責任についての教育を強調する内容となった⁽⁵²⁾。

日系人の権利について言えば、たとえば社会主義政党 CCF は、戦間期から日系人の側に立つ数少ない組織であり、早い段階からアジア系に参政権を認めるべきだと主張してきたし⁽⁵³⁾、大戦中にも同党のアンガス・マッキニス (Angus MacInnis) とその妻グレイス (Grace) —CCF 初代党首ウッズワースの娘—などは日系を含むアジア系の権利を声高に擁護し続けたが⁽⁵⁴⁾、他方で、例えば1938年の国会でアンガスが日本人移民の禁止を發議したように、アジア系の増加を危惧していた点には留意しなければならないし、彼らも、「日系人の安全確保」という名目で、強制移住には賛成していた⁽⁵⁵⁾。さらに言えば、CCF も、特に日系人問題については決して一枚岩ではなかった。特に戦時中は、グレイスらのスタンスに対して、党内からは多くの批判も聞かれた⁽⁵⁶⁾。

第二次世界大戦が終わると、戦時措置法への批判は高まったが、それでも、日系人の国外追放などの措置は実施された⁽⁵⁷⁾。戦時措置法が失効する1949年まで、市民の自由を求める声は高まったが、その運動のなかに、進歩保守党の政治家ディーフェンベーカーがいた。

3-2. ディーフエンベーカーと人権問題

第二次世界大戦後の連邦政界において、ディーフエンベーカーは、マイノリティの人権を強く主張した人物であった。ジョー・クラーク外相 (Joe Clark、後に首相) は、1990年3月にアルバータ州エドモントンでの講演で、ディーフエンベーカーを回顧して次のように述べている。

...その(カナダの多民族化の)プロセスが、緊張関係や偏見と無縁であったと言ひ張る者はいないだろう。ディーフエンベーカーは、その名字が伝統的なイギリス系でもフランス系でもない我が国の最初で唯一の首相である。そして彼が、父親の名字であるディーフエンベーカーではなく、母親の名字であるバンナーマン (Bannerman) を用いていたら、自分にとってどれほど楽だったろうかと言っていたのを思い出す。

実際、ディーフエンベーカーが1957年に選挙に勝利するまでは、カナダの伝統では女性の入閣など許されなかったし、ウクライナ系が閣僚になれなかったことを、そして先住民にいたっては議席を得どころか投票さえできなかったことを、我が国の諸問題に関心を持つ進歩保守党の一員として、私は記憶している⁽⁵⁸⁾。

彼の言うとおりに、ディーフエンベーカーは、カナダ初の英仏系以外を出自とする政治家であり、おそらくそれが彼の政治行動にも強く影響を及ぼしていた。

ディーフエンベーカー政権の代表的な功績は、1960年の権利章典であった。吉田健正の説明を借りれば、「女性や子供の権利を制約したほとんどの法律はすでに改正され、東洋人にも公民権が与えられていたし、州レヴェルでは、オンタリオ州が44年に人種差別禁止法、サスカチュワン州が47年に権利章典を制定したのに続いて、各州で雇用や住宅にかんする差別禁止を定めていたが、人種差別的な法律はまだ残っていた」ところに、「章典により、生命、自由、個人の安全、財産の享受の自由が、カナダではじめて法的に保護された。法の正統な手続きによらないでこれらの自由を剥奪することは禁じられた。法のものとの平等と法による保護、信仰・言論・集会・結社・報道の自由、弁護士をつける法的権利なども明記された」のである⁽⁵⁹⁾。

彼が人権擁護を声高に主張し、権利章典の構想を議会で述べるようになったのは、早くも1946年5月のことであった。5月3日には、日系人を強制送還する政府の政策を強く批判した⁽⁶⁰⁾。そして7日には、国会に権利章典の法案を提案して、しかしその時は、自由党政権に退けられている⁽⁶¹⁾。その後も彼は、国民を巻き込んだ運動を展開し、翌年5月には権利章典を求める5万人の署名を集めて⁽⁶²⁾、当時、「ディーフェンベーカーは不屈なだけでなく、優秀で忍耐強い、あらゆる市民の自由の擁護者」と評された⁽⁶³⁾。

その後、1957年に首相の座に就くと、彼の進歩保守党政権は、アメリカの権利章典をモデルにした憲章の制定に取り組んだ⁽⁶⁴⁾。

1958年9月5日の第一読会から成立までに2年を要した章典は、「カナダ議会は、…自由の観念が道徳的・精神的価値及び法の支配の原理に対する敬意を基盤としているときはじめて個人及び諸制度が自由たり得ることを確認し、上記の諸原理及びこれらに由来する人権と基本的自由を1つの権利章典において宣明することによって、その憲法的権威に対する議会の敬意を顕すとともに、カナダにおけるこれらの権利及び自由の保障の確実を期すことを希求する」との前文とともに、信仰や言論を含む様々な自由を規定した⁽⁶⁵⁾。

しかし、この章典は大きな問題を抱えた。1982年のカナダ人権憲章 (Charter of Rights) がそうなったように、権利章典も、国家の最高法規である憲法の一部としての制定を模索したが、各州からの承認が得られず、結局は連邦議会の制定法になった⁽⁶⁶⁾。1959年1月にサスカチュワン州首相トミー・ダグラス (Thomas Clement Douglas) が、「法案の目的に賛同しないカナダ人はほとんどいない」ので、あとは実効性を担保するために「1959年英領北アメリカ法 (The British North America Act, 1959)」の一部となすべきだと提言し、そのためにも連邦・州首相会議 (First Ministers' Conference) で検討をするようディーフェンベーカーに迫ったが、そのような会議が開かれることはなかった⁽⁶⁷⁾。長内了は、同憲章が、「裁判所が連邦法を運用する場合の『解釈基準』」を定めることによって、基本的人権の保障を確保しようとしている。しかし、連邦議会は、特別な宣言をなすことによって個別立法への適用を排除できるのみならず、通常の立法手段でこれを全面的に改廃することも可能」だったと説明している⁽⁶⁸⁾。つまり、章典は実効性を持たないスローガンのものになってしまったわけである。

権利章典が実質的な法的拘束力をほとんど有さなかったのは、松井茂記に

よれば、「きわめて例外的な事例を除いて、裁判所は、この権利章典に違反することを理由に連邦議会の制定した法律を作用可能性がないとすることはなかった」点からも明らかであった⁽⁶⁹⁾。そして、既に見てきたとおり、1970年に戦時措置法が発動された際には、権利章典は一時停止されてしまった。

3-3. 権利章典と戦時措置法

1960年8月10日に国王の裁可を得て権利章典が成立した。先ほど述べたとおり、成立まで2年近くを費やした権利章典だが、予定よりも時間がかかったのは、ディーフェンベーカーが自由党の反応や時流を読み違えたためでもあった。また、実を言えば、法案の起草者たちにとっての最初の障害は、ディーフェンベーカーであった。首相は、議会の権限を犠牲にして法務省や内閣の権限を強めるような文言に強く反対した⁽⁷⁰⁾。そして、権利章典の制定にあたっては、議会主権の回復のみが、戦時措置法に関わる大きな変更事項となった。具体的には、議会の権限を扱った章典第2部5条3項において、総督に「カナダの安全、防衛、平和、秩序及び福祉のために必要若しくは懸命と思われる命令や規則」を制定する権限を認めた戦時措置法第6条が廃止された。そして戦争・侵略・暴動状態を総督が宣言した直後(会期ではなかった場合は開会から15日のうち)に国会に提示され、それから10日以内に発議され、議論を経て承認する規則が定められた⁽⁷¹⁾。

国民の人権保護を目的とする権利章典の制定に際して、戦時措置法の改正も議論になったが、重要なのは、すでに1958年の段階から、進歩保守党政権が、権利章典に戦時措置法についての例外条項を用意する判断をしていた点である⁽⁷²⁾。具体的には、権利章典第2部3条6項で、戦時措置法の下で定められた法律が、カナダ権利章典で承認された権利や自由の廃棄・省略・侵害とはみなさない——つまり、章典は戦時措置法下の法制に影響を及ぼさない——ことになった⁽⁷³⁾。

あきらかに時代が政権の決定に影響していた。人権保障をめぐる議論が、核戦争の脅威に人々が怯える時代に行なわれたために、戦時措置法の緩和を検討する余地すらなかった。この数年間の国会にあつて、人権を議論する際にも、安全保障や国防の問題がいつも同時に論じられた。大陸間弾道弾が発射から20分弱でカナダに到達する状況で、戦時措置法の発動までに23~24分かかってしまう実態が議論の的になる国会で、戦時の人権を声高に主張す

る人は、権利章典に賛同する議員のなかにも稀であった⁽⁷⁴⁾。

そもそも市民の間でも、政府による人権侵害の恐怖は、以前よりもかなり減少していた。冷戦の緊張下とはいえ、第二次世界大戦の記憶が薄れた1950年代末にあって、市民は、すでに人権が十分に守られていると感じていた。世論調査で、「個人の諸権利が完全に守られているか、危機に瀕しているか」の問いに対して、1947年には、35%が完全に守られていると回答し、それを上回る43%が危機だと回答したが、1957年には、その数字は63%と19%に変化していた⁽⁷⁵⁾。いまだ2割弱が危機感を抱いていたとはいえ、状況は明らかに違っていた。

第二次世界大戦直後は、戦時措置法の撤廃を主張したディーフェンベーカーであったが、政権に就いた頃にはかなりトーンダウンしていた。彼は、同法が議会主権を侵す点には強く反対し、それは権利章典の制定に際して変更したが、結局のところ、行政の長の視点からは、同法廃棄の決断に至ることができなかった⁽⁷⁶⁾。「これまで議会で可決されたとの法律も、そして今後可決されるどの法律も、それらの(権利章典が保障する)自由に反したり、それらを縮小するものであってはならない」との宣言と共に、1960年7月1日にディーフェンベーカーは法案を提示したが⁽⁷⁷⁾、戦時措置法の例外扱いは既定路線だったのである。

法案提出から8月頭にかけての国会では、この章典成立に向けての激しい議論が展開された。野党第1党の自由党は、レスター・ピアソン(Lester B. Pearson、後の首相)自らが論戦を挑んだが、しかし、野党の批判は一貫性を欠いていた。与党進歩保守党のジョーンズ(H.F. Jones)は、「議長、彼ら(野党議員)は、法案(権利章典)が不要だと言い、同時に、あまりにも行き過ぎていると言ったその次には、必要を十分満たしていないと言う」と揶揄しながら、自由党議員も好んで引用するアーサー・ロワー(Arthur Reginald Marsdon Lower)教授の発言を引用した⁽⁷⁸⁾。

憲法的な方法を用いる代わりに単体の法律とすることで生じる弱さは認識しているが、現状では憲法的方法を導入できないとも認識している。
…(権利章典を制定する意義について)私が指摘したいのは、もし、本質的に健全な偉大な原理を宣言すれば、まもなく、法律がその原理に従って形成されるようになるし、その原理に従って考え始めるようになる

ということだ⁽⁷⁹⁾。

そもそも、実効性を重視して憲法に織り込む場合には、州権侵害の問題を克服できないのはあきらかだった。その後も議論は続いたが、結局、権利章典は憲法の一部とはならず成立し、その関連での戦時措置法の改訂も、議会での後追い審議を必要とするという最低限の変更に留めたのである。

権利章典の制定に際して、ディーフェンベーカーは、戦時措置法の問題は別に話し合いたい旨を強調した。そして、1961年6月、ボールドウィン(G.W. Baldwin)議員を議長とする特別委員会(Special Committee on the War Measures Act)が開催され、そこで法改正についての議論が行なわれた⁽⁸⁰⁾。しかし、そこでの発言も、緊急時法制の権限を低下させる方向には進まなかった。彼らも、「一方では個人の諸権利の問題があるが、他方では、戦時中に政府に必要とされる権限に過度の規制が働かない程度」にする必要があると判断した⁽⁸¹⁾。結局、冷戦下にあつて、戦時の緊急性を考慮すれば、人権は、ある程度の制約が課されざるを得なかった。1962年3月23日の国会で自由党のジュディ・ラマーシュ(Judy LaMarsh)議員は、「緊急時において国家が最重要であるべきだし、他方、個人の権利が最重要であると言うことで」、「首相が馬と牛を掛け合わせようとしているように思える」と揶揄したが⁽⁸²⁾、緊急事態法の議論は、まさにそのような矛盾をはらみ続けていたのだ。

戦後カナダで人権問題に関与したディーフェンベーカー首相も、戦時措置法の廃棄も大幅改変を望まなかった。むしろ彼は、同法の下での権限維持を目指した。結果として、その後、1970年のケベックで適用されることとなったが、それを彼の無策のゆえとするべきかは評価が分かれるであろう。結局は、冷戦という時代が、そのような法律の堅持を求めたのである。

むすび

権利章典が制定されて50周年を迎えた2010年、『トロント・スター』紙に次のような記事が掲載された。

…今日はカナダ権利章典の50周年である。ディーフェンベーカーの積年の夢が現実になっていなければ、トルドーの(1982年の)人権憲章も生まれなかったかもしれない。…権利章典が宣言された50周年の機会に、デ

ディーフェンベーカーが1960年夏に自らの責務を述べた言葉を思い出すのは、全カナダ国民にとって良いことだろう。「私はカナダ人であり、自由なカナダ人である。恐れずに発言する自由を持ち、自分なりに神を信仰する自由を持つ。正しいと思うもののために立ち上がる自由と、間違いだと信じるものに反対する自由を持つ。そして我が国を統治する人々を選ぶ自由を持つ⁽⁸³⁾。」

この記事は、完全主義者の法律家たちは章典を軽視するが、それがカナダの人権史における重要な一歩だったと強調している。戦時措置法にせよ権利章典にせよ、法律の意義を法律以外の視点から論じるのは容易ではないが、少なくとも、人権を尊重する姿勢を法律として明示した点で画期となった。

戦間期に活躍した政治学者ハロルド・ラスキ (Harold Joseph Laski) の言葉を借りれば、「国のいずれをとわず無制限な政治権力を所有する一団の人々があるならば、支配を受ける人々は決して自由ではありえない」⁽⁸⁴⁾。しかし、戦争と市民の自由の関係は、しばしば矛盾を含む。カナダの戦時措置法も、そのような戦時ゆえの矛盾であったが、「自由を守るための戦争」が自国民の特にマイノリティの自由を剥奪する結果となったという意味で、それはカナダ史における大きな汚点の1つとなったし、逆に——実効性をあまり有さなかったにせよ——権利章典は市民の権利をめぐる重要な一歩であった。それにもかかわらず、ディーフェンベーカー政権でも、戦時措置法の改正については、十分な前進を見ることはなかった。

なお、権利章典導入時までの戦時措置法が、議会主権への挑戦という側面を持っていたのは事実itseよ、議院内閣制の国家で、国民から選挙で選ばれた与党の党首が組閣した内閣での決定を、それだけで「非民主的」と呼ぶことが妥当とは限らない。また、戦時措置法の名の下に、自由を規制する法律が作られたのは紛れもない事実だが、それは同法自体の問題というよりも、同法の利用の仕方、そして同法を利用した政権の問題の方がむしろ大きい。

法律の制定と運用は、時代の影響を強く受ける。ディーフェンベーカー政権は、市民の自由を重視し、権利章典を導入したが、戦時措置法については、最低限の変更しか行なわなかった。それが、1960年代カナダの政治状況の限界であった。このような時代の制約を認識しながら、彼の政権の功績を再評価する必要がある。本論はその試みの最初の一步に過ぎない。

注

- (1) Hamilton Centennial Japanese Canadian Society ed., *Proceedings of The War Measures Act Conference in Hamilton in April 23, 1977* (London, Ontario: Peter Anas Publishing Ltd., 1978).
- (2) アート (アーサー)・シミズは、カナダにおける腎臓病学のパイオニア。“Pioneer in Nephrology leaves lasting impact,” *Niagara Health Now*, January 28, 2010, < <http://niagarahealthnow.com/issues/NHNow-2010-01-28.pdf>>; ケン・アダチは、『敵ではなかったのに (The Enemy That Never Was: A History of the Japanese Canadians)』(Toronto: McClelland and Stewart, 1976) で知られる作家、批評家; ゴードン・ヒラバヤシは、アルバータ大学などで教鞭をとった社会学者。アメリカで太平洋戦争時の強制収容に抵抗した人物として知られる。両者ともこのシンポジウムの意義を強調し、特にアダチは、100周年行事で唯一有意義な企画だと述べた。その他、パネルには、大学教授(歴史学)でラジオやテレビのパーソナリティも務めていたフランス系カナダ人のピエール・ラピエ(Pierre Lapierre)、そして大学教授(法律学)で当時国連人権委員会のカナダ代表だったウォルター・タルノポルスキー(Walter Talnoporsky) が加わった。
- (3) *Proceedings of the War Measures Act Conference*, 9.
- (4) *Ibid.*, 41. なお、ホワイトサイドは、先住民にしても同様に行動を起こせていないので、日系人だけを非難する立場ではないと付け加えている。
- (5) *Ibid.*, 45.
- (6) *Ibid.*, 77.
- (7) 富井幸雄『憲法と緊急事態法制：カナダの緊急権』(日本評論社、2006年)、特に135-47頁。
- (8) G Ramsey Cook, “Canadian Liberalism in Wartime: A Study of the Defence of Canada Regulations and Some Canadian Attitudes to Civil Liberties in Wartime, 1939-1945” (Queen’s University: Unpublished MA Thesis, 1955); Patricia E. Roy, *The Triumph of Citizenship: The Japanese and Chinese in Canada, 1941-67* (Vancouver: UBC Press, 2007); Denis Smith, *Rogue Tory*:

The Life and Legend of John G. Diefenbaker (Toronto: Macfarren Walter and Ross), 1995 など。カナダ史の泰斗クックの論文は、修士論文としては出色の重厚な論考であり、この分野を扱う際には必読の先行研究である。

- (9) 例えば、櫻田大造『カナダ・アメリカ関係史：加米首脳会談、1948～2005』(明石書店、2006年)。
- (10) 富井『憲法と緊急事態法制』、20頁。
- (11) 第一次世界大戦の時には、カナダは独自参戦の権限を有しておらず、イギリスの参戦はカナダの参戦を意味していた。松田幹夫『国際法上のコモンウェルス—ドミニオンの中立権を中心として—』(北樹出版、1995年)参照。なお、戦時措置法制定の下りについては富井の同上書、61-63頁にもまとめられている。
- (12) J.L. Granatstein, Desmond Morton, *Canada and the Two World Wars* (Toronto: Key Porter Books, 2003), 5-6.
- (13) Canada, House of Commons, *Debates*, August 19, 1914, 20-22, 及び August 20, 1914, 44. パグスレイ議員は、元ニューブランズウィック州首相を務めた後に自由党下院議員となった人物。彼は、法案に異議を唱えるものではないとしながら、人権保障に関する点の再検討を促した。
- (14) Ibid., August 21, 1914, 49, 51. 同法に基づき、1917年にはカナダ防衛規律 (Defence of Canada Order) がまとめられ、それは後述する第二次世界大戦中のカナダ防衛規則の原型となった。
- (15) “An Act to confer certain powers upon the Governor in Council and to amend the Immigration Act,” in *Proclamations and Orders of the Governor General in Council Having Force of Law* (Ottawa: Law Printer to the King’s Most Excellent Majesty, 1914), Chap. 2, 5-8.
- (16) Ibid., Article 6. 一部省略。6条(及び他のいくつかの条項)の全訳は、富井『憲法と緊急事態法制』、61-63頁参照。
- (17) 法の正式名称も、「戦時、侵略時、及び暴動時に総督に一定の権限を付与する法律 (An Act to confer certain powers upon the Governor in Council in the event of War, Invasion, or Insurrection)」と変更された。*The Revised Statute of Canada, 1927*, vol. IV (Ottawa: Law Printer to the King’s

- Most Excellent Majesty, 1928), Chap. 206, 1-3. 富井『憲法と緊急事態法制』、65-66頁も参照。
- (18) ただし、後に説明するとおり、同法は、戦間期の「違法組織」を取り締まる諸法に大きな影響を及ぼした。また、デニス・スミス (Denis Smith) によれば、第二次世界大戦後や朝鮮戦争においても、同法から派生した暫定法が、より限定的な形で適用された。Denis Smith, “War Measures Act,” in Gerald Hallowell, ed., *The Oxford Companion to Canadian History* (Don Mills, Ontario, Canada: Oxford University Press Canada, 2006), 648-49.
- (19) “Proclamation of 15th August, 1914, respecting immigrants of German or Austro-Hungarian Nationality,” in *Proclamations and Orders of the Governor General in Council Having Force of Law*, lxxv-lxxvii. なお、ほぼ同内容の国王詔書が、ドイツ系を対象として8月7日に、オーストリア＝ハンガリー系を対象として同13日に出されている。Ibid., lix-lxi.
- (20) Aya Fujiwara, *Ethnic Elites and Canadian Identity: Japanese, Ukrainians, and Scots, 1919-1971* (Winnipeg: University of Manitoba Press, 2012), 28. ウクライナ系の第一次世界大戦中の経験については、Bohdan S. Kordan, Craig Mahovsky, *Bare and Impolitic Right: Internment and Ukrainian-Canadian Redress* (Montreal: McGill-Queen’s University Press, 2004)など参照。
- (21) Kordan, Mahovsky, *Bare and Impolitic Right*, 11-14.
- (22) Ibid. 「内閣令」という訳語が一般的な“Orders-in-Council”を「総督令」と訳したのは、富井の語法に従った。富井『憲法と緊急事態法制』、xx-xxi頁(凡例)。
- (23) Bohdan S. Kordan, *Enemy Aliens, Prisoners of War: Internment in Canada During the Great War* (Montreal: McGill-Queen’s University Press, 2002), 30-32.
- (24) Cook, “Canadian Liberalism in Wartime,” 26.
- (25) 富井『憲法と緊急事態法制』、64-65頁。
- (26) J.L. Granatstein and Peter Neary, *The Good Fight: Canadians and World War II* (Toronto: Copp Clark Ltd., 1995), 10.
- (27) “Orders in Council authorizing Proclamation concerning existence of

- apprehended war” (P.C. 2477) in *Proclamations and Orders in Council Passed under the Authority of The War Measure Act*, vol. 1 (Ottawa: J.O. Patenaude I.S.O., 1940), 19-20.
- (28) “King Rushes Meeting of Canadian Cabinet,” *The Winnipeg Tribune*, March 3, 1939.
- (29) “Orders in Council establishing the Defence of Canada Regulations” (P.C. 2483) in *Proclamations and Orders in Council Passed under the Authority of The War Measure Act*, vol. 1, 27. 後に項目が追加され、最終的に 66 項となった。第一次世界大戦中の防衛規則を元にして一括の防衛規則を作る方針は、すでに 1939 年 1 月に決定していた。Cook, “Canadian Liberalism in Wartime,” 53.
- (30) “Defence of Canada Regulations (Consolidation) 1940” (Ottawa: King’s Printer, 1941); この諸項目については、富井『憲法と緊急事態法制』、69-72 頁参照。
- (31) Cook, “Canadian Liberalism in Wartime,” 59-60. 富井『憲法と緊急事態法制』、73-75 頁も参照。
- (32) *Debates*, 1939, Special Session, September 8, p.24.
- (33) N. F. Dreisziger, “The Rise of a Bureaucracy for Multiculturalism: The Origins of the Nationalities Branch, 1939-1941,” in Norman Hillmer et al. eds, *On Guard For Thee: War, Ethnicity, and the Canadian State, 1939-1945* (Ottawa: Canadian Committee for the History of the Second World War, 1988), 2-3.
- (34) *Ibid.*, 2.
- (35) 代表的な研究として、飯野正子『日系カナダ人の歴史』(東京大学出版会、1996 年)をあげておく。飯野正子「ブリティッシュ・コロンビアと日系人」(木村和男、ダグラス・フランシス編『カナダの地域と民族：歴史的アプローチ』[同文館、1991 年])、191-221 頁、富井『憲法と緊急事態法制』、79-91 頁も参照。日系カナダ人の不当な扱いに対しては 1970 年代以降補償 (Redress) 運動が高まり、それを受けて 1988 年に公式の謝罪と補償金の支払いが行なわれた。
- (36) Roy, *The Triumph of Citizenship*, 114.
- (37) Douglas Francis, Richard Jones, Donald B. Smit, eds., *Journeys: A History*

- of *Canada*, 2nd Edition (Toronto: Nelson Education, 2010), 517-520 ; マイケル・ビヒールズ「ケベックとフランス系カナダ人」(木村、フランシス編『カナダの地域と民族: 歴史的アプローチ』) 99-129 頁など参照。
- (38) Marc Laurendeau, “Front de libération du Québec,” *The Canadian Encyclopedia* <<http://www.thecanadianencyclopedia.com/articles/front-de-liberation-du-quebec>> ; Denis Smith, “October Crisis,” *The Canadian Encyclopedia* <<http://www.thecanadianencyclopedia.com/articles/october-crisis>>; “October Crisis Timeline” <<http://canadaonline.about.com/cs/octobercrisis/a/octobercrisistl.htm>>など参照。
- (39) 注 37、38 の文献などに加えて、富井『憲法と緊急事態法制』、103-08 頁も参照。
- (40) トルドー連邦首相が 10 月 16 日の夕方にテレビで行なった 20 分弱の戦時措置法の適用宣言スピーチは、CBC デジタル・アーカイヴズで見ることができる。“October Crisis: Trudeau's War Measures Act speech,” CBC Digital Archives <<http://www.cbc.ca/archives/categories/politics/civil-unrest/the-october-crisis-civil-liberties-suspended/trudeaus-war-measures-act-speech.html>> その全文は以下参照。“Prime Minister issues plea for calm,” *The Ottawa Citizen*, Oct. 17, 1970, p.42. About.com などインターネット上でも閲読可能。
- (41) 富井『憲法と緊急事態法制』、108 頁 ; “October Crisis Timeline”参照。
- (42) Francis, et. al., eds., *Journeys*, 520. 1971 年の連邦法相(ジョン・ターナー [John Turner]) 報告によれば、497 名が逮捕され、そのうち 62 名が有罪(32 名は保釈なし)であった。“October Crisis Timeline”参照。
- (43) 富井『憲法と緊急事態法制』、108 頁。
- (44) “Section 98 Criminal Code,” *The Canadian Encyclopedia* <<http://www.thecanadianencyclopedia.com/articles/section-98-criminal-code>>
- (45) “The Padlock Act,” *Canada's Human Rights History* < <http://www.historyofrights.com/events/padlock.html>> 同法は 1957 年に連邦最高裁で違憲と判断された。
- (46) たとえば社会主義者 J・S・ウッズワースの刑法典 98 条批判については以下を参照。“Section 98,” in Edith Fowke ed., *Toward Socialism: Selections from the writings of J.S. Woodsworth* (Toronto: Ontario

- Woodsworth Memorial Foundation, 1948), 37.
- (47) Cook, "Canadian Liberalism in Wartime," 52.
- (48) 人権団体の戦時中の政府への働きかけについては、Ibid., 138-171 参照。
- (49) Dreisziger, "The Rise of a Bureaucracy for Multiculturalism," 3.
- (50) Christopher MacLennan, *Toward the Charter: Canadians and the Demand for a National Bill of Rights, 1929-1960* (Montreal: McGill-Queen's University Press, 2003), 30-31.
- (51) Ibid.; Roy, *The Triumph of Citizenship*, 225. 国会でも、ディーフェンベーカーの支援を受けた CCF など、ごくごく少数の議員のみがカナダ防衛規則を批判する議論を展開した。Cook, "Canadian Liberalism in Wartime," 239-40.
- (52) "Special Committee on Defence of Canada Regulations: Minutes of Proceedings and Evidence, No. 1 & No. 2" (Ottawa: Edmond Cloutier, Printer to the King's Most Excellent Majesty, 1944).
- (53) *What is the Answer of the C.C.F.: A Series of Questions and Answers of the Policy of the Co-operative Commonwealth Federation* (Vancouver: British Columbia C.C.F. Federal Campaign Committee, 1935), 11. CCF を政党とみなすべきかどうかには議論がある。
- (54) Grace and Angus MacInnis, *Oriental Canadians: Outcasts or Citizens?* (Vancouver: The Federationist Publishing Company, 1943[?]), 20p.
- (55) Ibid., 10-11, 18.
- (56) Charles Lugin Shaw, "Orientals Wants to Vote," *Maclean's*, April 1, 1937, 24, 44, 46; Roy, *The Triumph of Citizenship*, 121.
- (57) Vancouver Consultative Council for Co-operation in Wartime Problems of Canadian Citizenship, *Orders-in-Council Threaten Your Citizenship!* (Vancouver: Vancouver Consultative Council, 1946), 31p.; Roy, *The Triumph of Citizenship*, 210-11.
- (58) External Affairs and International Trade Canada, "Canada and the Constitutional Challenge," Notes for a speech by the Right Honourable Joe Clark, During a brunch at the Renford Inn, Edmonton, March 18, 1990.
- (59) 木村和男編『カナダ史』(山川出版社、1999年)、319頁。
- (60) *Debates*, May 3, 1946, 1177, quoted in Smith, *Rogue Tory*, 161, 607n48.

- (61) "Proposal to Have Bill of Rights Turned Down in House of Commons," *The Evening Citizen*, Ottawa, May 8, 1946.
- (62) "More Than 500,000 Want Bill of Rights," *Ottawa Citizen*, May 17, 1947.
- (63) Smith, *Rogue Tory*, 160-162.
- (64) Scott W. See, *The History of Canada* [The Greenwood Histories of the Modern Nations Series] (Westport: Greenwood Press, 2001), 146.
- (65) Canadian Bill of Rights, S.C. 1960, c.44 < <http://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-12.3/page-1.html#docCont> >; 長内了「カナダ権利章典(1960年)」日本カナダ学会編『〔新版〕史料が語るカナダ』(有斐閣、2008年)、86-87頁(前文は長内訳を用いた)。
- (66) ジョーダン・バイレンバウムは、権利章典の実質的起草者であるドライジャー(Elmer A. Dridger)たちが憲法に織り込まなくても他法に優先されると考えていたのだと主張している。それが裁判所の極度に狭い定義によって効力を失ってしまったのだという。政権の考え方では、無理に憲法改正をする必要はなかったのである。Jordan Birenbaum, "'Parliamentary Sovereignty Rests With The Courts:' The Constitutional Foundations of J.G. Diefenbaker's Canadian Bill of Rights" (Ph.D Thesis, University of Ottawa, 2012), 6, 21.
- (67) The Diefenbaker Canada Center (University of Saskatchewan), Letter from T.C. Douglas to John Diefenbaker, January 19, 1959. この手紙のpdf版は、次のページからダウンロード可能。<http://www.usask.ca/diefenbaker/galleries/virtual_exhibit/bill_of_rights/douglas_letter_and_amendment.php> 英領北アメリカ法はカナダの憲法。
- (68) 長内「カナダ権利章典(1960年)」、86頁。
- (69) 松井茂記『カナダの憲法：多文化主義の国のかたち』(岩波書店、2012年)、149-50頁。
- (70) Canadian Bill of Rights, S.C. 1960, c.44 (Appendix A in Birenbaum).
- (71) Ibid.; 訳は富井『憲法と緊急事態法制』、62頁を使用した。なお、イギリスでは、内閣令は28日以内の議会審議が義務づけられていた。Cook, "Canadian Liberalism in Wartime," 273.
- (72) Cabinet Minutes, May 27, 1958, quoted in Birenbaum, "Parliamentary Sovereignty Rests With The Courts," 226.

- (73) Birenbaum, "Parliamentary Sovereignty Rests With The Courts," 229.
- (74) *Debates*, March 23, 1962, 2128.
- (75) Birenbaum, "Parliamentary Sovereignty Rests With The Courts," 76.
- (76) Smith, *Rogue Tory*, 347.
- (77) *Debates*, July 1, 1960, 5649.
- (78) *Debates*, July 4, 1960, 5704-706.
- (79) *Ibid.*
- (80) "Special Committee on The War Measures Act, Minutes of Proceedings and Evidence, Nos. 1 & 2, June 20 & 26, 1961" (Ottawa: Queen's Printer and Controller of Stationery, 1961).
- (81) *Ibid.*, No. 1, 11.
- (82) *Debates*, March 23, 1962, 2129.
- (83) Arthur Milnes, "Diefenbaker's Bill of Rights an Act Worth Remembering: It's been 50 years since the 13th prime minister fought for the civil liberties of his generation," *Toronto Star*, August 10, 2010, A15.
- (84) H・J・ラスキ著、飯坂良明訳『近代国家における自由』〔岩波文庫、1998年(1974年第1刷)〕、52頁(原著 *Liberty in the Modern State* は1930年刊行)。